

富士山静岡空港特定運営事業等優先交渉権者選定結果の概要

(空港政策課)

1 要旨

富士山静岡空港特定運営事業等（以下「本事業」という。）の優先交渉権者を選定したので、PFI法第11条第1項の規定により客観的評価の結果を公表する。

2 優先交渉権者の選定方法

(1) 第一次審査

- 三菱地所・東急電鉄グループ（以下「応募者1」という。）及びS&Jグループ（以下「応募者2」という。）から第一次審査書類の提出があり、県は、審査委員会の意見を聞いた上で、いずれも第二次審査参加者として特定した。

(2) 第二次審査

ア 審査方法等

- 審査委員会において、優先交渉権者選定基準に基づき、応募者1及び応募者2から提出された第二次審査書類を審査するとともに、プレゼンテーションにより提案内容の確認を行った上で採点した。

イ 優先交渉権者及び次点交渉権者の選定

- 県は、審査委員会の採点結果をもとに、以下のとおり選定した。

区分	第二次審査参加者名	得点
優先交渉権者	応募者1：三菱地所・東急電鉄グループ	162.1
次点交渉権者	応募者2：S&Jグループ	146.7

3 VFM (Value For Money) の評価

(1) 定量的評価

- 富士山静岡空港の管理運営に係る県の収支は、支出が収入を上回り県費投入が続いているが、提案では事業期間平均の収支で経常利益が生じており、県費投入がゼロとなることから、本事業にVFMがあると認められる。
- 滑走路等の更新投資（更新・修繕）費用を運営権者負担（税抜16.8億円）とする提案に加え、運営権対価10億円の提案があった。
- 県は、上記の提案を受けたことをもって、本事業にVFMがあると評価した。

(2) 定性的評価

ア 空港の更なる活性化と県内経済発展への貢献

- 持続的な需要喚起、ニーズに合致した路線誘致等、賑わい創出など空港活性化を図り、それを本県経済の発展につなげていくことが期待できる。

イ 県民の利便性と利用者満足度の向上

- 専門的な知見やノウハウ、ネットワーク等を活用することにより、路線充実、施設・設備の整備やサービス提供による利便性と利用者満足度の向上が期待できる。

ウ 県民負担の軽減

- 県による一定の支援の下で民間による自立的な経営が行われ、空港運営に投じている県費を削減し将来にわたる県民負担の軽減が図られることが期待できる。

エ 長期・継続的な事業運営

- 計画的な投資を含む具体的な事業実施方針が概ね示され、事業期間を通じ、空港利用者等のニーズの変化に応じた柔軟なサービスの提供が期待できる。